

本荘由利広域市町村圏組合移行プラン

令和 5年 3月

由利本荘市 にかほ市

目 次

1. 広域市町村圏組合の歴史と現在の状況.....	1
(1) 圏域の概要.....	1
(2) 圏域の面積、人口及び世帯数.....	1
(3) 執行機関及び組合議会の状況.....	1
(4) 共同処理事務と業務内容.....	3
(5) 分担金について.....	6
(6) 広域市町村圏組合のあゆみ.....	7
2. 広域市町村圏組合統廃合に関するこれまでの経緯と今後の方向性.....	9
(1) これまでの経緯.....	9
(2) 今後の方向性.....	9
(3) 解散に向けた協議に関する覚書の締結.....	10
3. 広域市町村圏組合解散の時期.....	10
4. 広域市町村圏組合解散後の各事業の移管方針・作業スケジュール.....	11
(1) 広域行政センターの設置及び管理運営に関する事。.....	11
(2) 産学共同研究センターの設置及び管理運営に関する事。.....	11
(3) 養護老人ホーム(寿荘).....	12
(4) 特別養護老人ホーム(広洋苑)の設置及び管理運営に関する事。.....	13
(5) 病院群輪番制病院事業.....	13
(6) 家畜保冷施設の設置及び管理運営に関する事。.....	14
(7) し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事。.....	14
(8) 埋立処分地施設の設置及び管理運営に関する事。.....	15
(9) 介護保険者事務に関する事.....	16
5. 財産や負債の取り扱い方針.....	17
6. 職員や施設の取り扱い方針.....	17
7. 参考資料 等.....	20
○由利本荘広域市町村圏組合同規約.....	20
○老人福祉施設財政調整基金条例.....	22
○本荘由利広域市町村圏組合介護給付費準備基金条例.....	23
○本荘由利広域市町村圏組合解散に向けた協議に関する覚書.....	24
(参考1) 関連法令等(地方自治法抜粋).....	25
(参考2) 一部事務組合の解散について.....	30

1. 広域市町村圏組合の歴史と現在の状況

(1) 圏域の概要

- ① 圏域の名称 本荘由利広域市町村圏
- ② 広域行政機構の名称 本荘由利広域市町村圏組合
- ③ 圏域の設定年月日 昭和45年7月13日
- ④ 構成市名 由利本荘市・にかほ市
- ⑤ 圏域のあらまし

本圏域は、由利本荘市とにかほ市から構成され、国勢調査による令和2年度の圏域人口は98,142人である。

秋田県の南西部に位置し、南は鳥海山（標高2,236m）をもって山形県との県境をなし、東は大仙市、横手市及び湯沢市、羽後町に、また北は秋田市に接し、面積は1,450.72km²で県面積の約12.5%を占めている。

(2) 圏域の面積、人口及び世帯数

市名	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数 (戸)
由利本荘市	1,209.59	74,707	28,362
にかほ市	241.13	23,435	8,635
圏域合計	1,450.72	98,142	36,997
秋田県	11,637.52	959,502	385,187

(令和2年国勢調査)

(3) 執行機関及び組合議会の状況

① 執行機関

職名	氏名	摘要
管理者	湊 貴信	由利本荘市長
副管理者	市川 雄次	にかほ市長
監査委員	鈴木 祐悦	由利本荘市代表監査委員
	吉田 朋子	由利本荘市議員

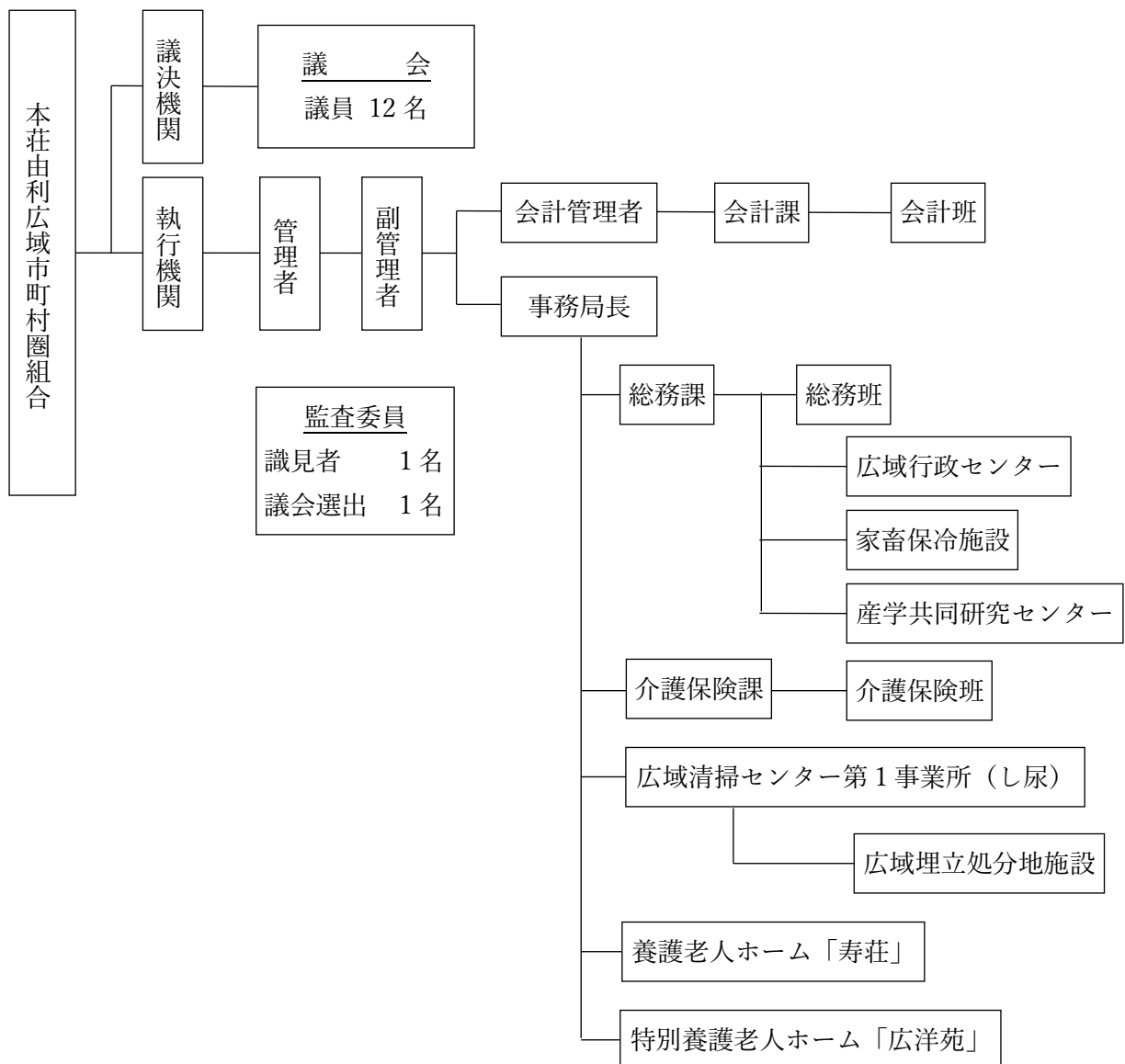
② 歴代管理者

代	期 間	氏 名	摘 要
初	自 昭和 45 年 9 月 5 日 至 昭和 58 年 2 月 7 日	佐藤 憲一	本荘市長
2	自 昭和 58 年 2 月 26 日 至 平成 3 年 2 月 7 日	小番 宜一	〃
3	自 平成 3 年 2 月 13 日 至 平成 17 年 3 月 21 日	柳田 弘	〃
4	自 平成 17 年 4 月 17 日 至 平成 21 年 4 月 16 日	柳田 弘	由利本荘市長
5	自 平成 21 年 4 月 17 日 至 令和 3 年 4 月 16 日	長谷部 誠	〃
6	自 令和 3 年 4 月 17 日	湊 貴信	〃

③ 組合議会

職名	氏名	摘要	職名	氏名	摘要
議長	伊藤 順男	由利本荘市議長	副議長	宮崎 信一	にかほ市議長
議員	小松 浩一	由利本荘市議員	議員	泉谷 昶馬	由利本荘市議員
議員	甫仮 貴子	由利本荘市議員	議員	堀井 新太郎	由利本荘市議員
議員	正木 修一	由利本荘市議員	議員	吉田 朋子	由利本荘市議員
議員	松本 学	由利本荘市議員	議員	佐々木 正勝	にかほ市議員
議員	齋藤 進	にかほ市議員	議員	佐々木 孝二	にかほ市議員

④ 広域行政機構



(4) 共同処理事務と業務内容

No.	項目	業務内容
1	広域行政センター	<p>庁舎（由利本荘市役所隣の建物） 事務局（総務課、介護保険課）が設置されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：由利本荘市尾崎 17 ・TEL：0184-23-2019 ・設置年月日：昭和 54 年 11 月 1 日 ・改修年月日：平成 25 年 2 月 20 日 ・建築面積：2,579.75 m² ・構造：鉄筋コンクリート 4 階建
2	産学共同研究センター	<p>工業技術の高度化と研究開発等を支援し、地域産業の振興を図ることを目的とした、産学官の連携交流の拠点。 施設管理運営は（公財）本荘由利産学振興財団。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：由利本荘市川口字大覚 182 ・TEL：0184-22-3488 ・設置年月日：平成 13 年 10 月 1 日 ・建築面積：本館棟 677.00 m² 研究棟 1,125.30 m² テクノモール棟 167.00 m² 合計 1,969.30 m² ・構造：鉄筋コンクリート 2 階建
3	養護老人ホーム（寿荘）	<p>環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難であり、福祉事務所が必要と認めた方が入所できる施設。 また、生活管理指導短期宿泊事業も実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：由利本荘市水林 457-4 ・TEL：0184-22-4645 ・設置年月日：昭和 44 年 11 月 21 日 ・統合年月日：昭和 47 年 4 月 1 日 ・改築年月日：平成 13 年 10 月 5 日 ・定員：100 名 ・ショートステイ：4 名 ・建築面積：3,532.90 m² ・構造：鉄筋コンクリート一部 2 階建

No.	項目	業務内容
4	特別養護老人ホーム (広洋苑)	常に介護を必要とし、自宅では介護が困難な方が利用する介護老人福祉施設。短期入所生活介護事業も実施。 指定管理者は社会福祉法人久盛福祉会。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地：由利本荘市岩城内道川字上山 134 ・ TEL：0184-73-2245 ・ 設置年月日：昭和 49 年 4 月 1 日 ・ 増設年月日：昭和 55 年 4 月 1 日 ・ 改築年月日：平成 19 年 11 月 1 日 ・ 定員：102 名 ・ ショートステイ：8 名 ・ 建築面積：3,419.21 m² ・ 構造：鉄筋コンクリート 2 階建
5	病院群輪番制病院事業	休日・夜間等における重症救急患者に、必要な治療を行う。 各病院は、共同連帯して医療体制を整えており、平日は午後 6 時～翌午前 8 時まで。 日曜、祝日、振替休日、年末年始は午前 8 時から。
6	家畜保冷施設	畜産農家より搬入された死亡獣畜を一時保管する施設で、油脂など再利用のため、化製業者により処理されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地：由利本荘市川西字神田 51-1、51-2 ・ 設置年月日：平成 5 年 4 月 1 日 ・ 供用開始年月日：平成 6 年 1 月 1 日 ・ 建築面積：59.50 m² ・ 収納能力：大家畜 6 頭 ・ 施設管理：J A 秋田しんせい
7	し尿処理施設	家庭や事業所、集落排水施設等から搬入されたし尿や浄化槽汚泥などを処理する施設。好気性消化処理方式と高負荷脱窒素処理方式の 2 系統があり、処理能力は 220kl/日。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地：由利本荘市二十六木字下鎌田野 33-1 ・ TEL：0184-22-4884 ・ 稼動年月日：昭和 48 年 4 月 1 日 ・ 増設年月日：昭和 55 年 9 月 16 日 平成 2 年 9 月 21 日 ・ 処理能力：220k ℓ / 日

No.	項目	業務内容
8	埋立処分施設 (し尿分、ゴミ処理分)	<p>ごみ処理施設・し尿処理施設からの焼却灰や不燃物残渣を埋め立てる最終処分場。埋立地からの浸出水については浸出水処理施設にて生物・薬品処理を行い環境保全に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：(埋立処分地) 由利本荘市土谷字下岩瀬 9 (浸出水処理施設) 由利本荘市福山字石橋 21 ・稼動年月日：昭和 56 年度 ・増設年月日：平成 9 年 11 月 1 日 ・埋立面積：8,800 m² ・埋立容量：50,400 m³
9	介護保険	<p>介護保険制度は、老後の安心を国民みんなで支えようと平成 12 年 4 月に施行された。40 歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、介護が必要となった時は、要介護認定を受けて、費用の一部（原則として 1 割）を支払って、介護サービスを利用するしくみで、市町村が保険者（由利本荘市およびにかほ市は本荘由利広域市町村圏組合が保険者）となって運営されている。</p>

(5) 分担金について

No.	項目	R4 当初予算分担金 (単位：千円)			
		由利本荘	にかほ	計	積算方法
1	組合運営	46,188	15,034	61,222	・平等割 20% ・人口割 80%
2	広域行政 センター	9,227	1,556	10,783	・平等割 20% ・人口割 80% ・由利本荘市のみ特定分(占有分)
3	産学共同 研究センター	2,239	729	2,968	・平等割 20% ・人口割 80%
4	養護老人ホーム (寿荘)	36,065	8,442	44,507	・平等割、人口割各 25% ・入所者割 50%
5	特別養護 老人ホーム (広洋苑)	—	—	—	・指定管理
6	病院群輪番制 病院事業	19,366	5,356	24,722	・利用者数割 100%
7	家畜保冷施設	3,309	267	3,576	・飼育頭数割 10% ・利用頭数割 90%
8	し尿処理施設	374,044	102,305	476,349	・平等割 10%、人口割 40% ・搬入量割 50%
9	埋立処分施設 (し尿分)	6,324	1,730	8,054	・平等割 10%、人口割 40% ・搬入量割 50%
	埋立処分施設 (ごみ分)	12,081	—	12,081	・埋立量全体の 60%
10	介護保険 (一般)	32,111	8,981	41,092	・実績割 100%
	介護保険 (特別)	1,469,648	455,268	1,924,916	・介護給付費、地域支援事業 (実績割 100%) ・事務費 (平等割 15%、 65 歳以上人口割 85%)
	計	2,010,602	599,668	2,610,270	

(6) 広域市町村圏組合のあゆみ

昭和	45年	9月	1日	本荘由利広域市町村圏組合設立
	46年	4月	1日	本荘地区ごみ処理組合設立
	47年	3月	31日	本圏域にある既設の本荘由利地域衛生処理組合、本荘市由利郡伝染病隔離病舎組合、及び本荘市由利郡養護老人ホーム組合解散
	47年	4月	1日	上記各一部組合を本荘由利広域市町村圏組合に統合
	47年	4月	1日	伝染病隔離病舎設置（厚生連立由利組合総合病院に委託）
	47年	4月	1日	し尿処理施設設置
	47年	4月	1日	養護老人ホーム設置
	48年	4月	1日	し尿処理施設（第1事業所）設置
	49年	4月	1日	特別養護老人ホーム設置
	49年	7月	30日	軽費老人ホーム設置
	52年	3月	31日	本荘地区ごみ処理組合解散
	52年	4月	1日	上記ごみ処理組合を本荘由利広域市町村圏組合に統合
	52年	4月	1日	ごみ処理施設設置（1市5町）
	53年	4月	1日	本荘由利視聴覚教育センター設置
	53年	7月	8日	上記センター設置に伴い教育委員会を置く
	54年	4月	1日	在宅当番医制応急事業開始（本荘市由利郡医師会に委託）
	54年	11月	1日	広域行政センター設置
	56年	4月	1日	本荘由利情報処理センター設置（1市6町）
	56年	4月	1日	埋立処分地施設設置
	58年	5月	28日	休日応急診療所設置（本荘市に委託）
	60年	9月	1日	福祉授産施設設置（本荘市に委託）
	62年	4月	1日	本荘由利広域交流センター設置
平成	2年	9月	20日	広域清掃センター第2事業所（し尿）廃止
	2年	9月	21日	広域清掃センター第1事業所増設施設（100kℓ／日）稼働開始
	5年	4月	1日	家畜保冷施設設置（秋田しんせい農業協同組合に委託）
	5年	11月	4日	地域中核病院建設支援事業開始
	6年	8月	1日	新ごみ処理施設稼働開始
	9年	11月	1日	埋立処分地増設施設稼働開始
	11年	3月	31日	伝染病隔離病舎廃止
	11年	6月	1日	介護保険課設置（1市8町）
	13年	4月	1日	広域リサイクル施設稼働開始（東由利町）
	13年	10月	1日	本荘由利産学共同研究センター設置
	13年	10月	5日	養護老人ホーム寿荘改築移転（水林）
	15年	4月	1日	病院群輪番制病院運営事業開始
	15年	4月	1日	小児救急医療支援事業開始
	17年	3月	22日	ごみ処理施設・リサイクル施設・情報処理センター 由利本荘市に移管

平成17年10月	1日	市町村合併により、組合構成団体が由利本荘市、にかほ市の2市となる
18年	4月1日	し尿処理施設改良工事竣工
18年	4月1日	視聴覚教育センター 由利本荘市に移管
19年	11月1日	特別養護老人ホーム広洋苑改築移転（岩城内道川字上山）
21年	3月31日	地域中核病院建設支援事業及び小児救急医療支援事業終了
21年	4月1日	本荘由利広域交流センター 由利本荘市に移管
23年	3月31日	軽費老人ホーム廃止
25年	2月20日	本荘由利広域行政センター耐震・外壁改修工事竣工
28年	4月1日	特別養護老人ホーム広洋苑 指定管理による管理運営を開始
30年	3月31日	福祉授産施設廃止
31年	4月1日	休日応急診療所 由利本荘市に移管
令和3年	4月1日	在宅当番医制事業 にかほ市に移管

2. 広域市町村圏組合統廃合に関するこれまでの経緯と今後の方向性

(1) これまでの経緯

広域市町村圏組合のあり方については、平成17年の市町村合併により由利本荘市が同年3月に、にかほ市が同年10月に誕生し、広域市町村圏組合の構成が大きく変わった前後から当時の市町村長レベル、助役レベル、担当課長レベルそれぞれで何度か会議が開かれ、広域市町村圏組合の解散や事業の移管などについて話し合いが持たれていました。

この時点では、個別の事業について検討できるほど準備が進んでおらず、総括的には構成団体が二団体になった場合には、共同処理事務のメリットが少ないことから事務の効率化のため、広域市町村圏組合を解散し、その財産及び職員を含め、広域市町村圏組合から「由利本荘市」に事務を引き継ぎ、必要に応じて、「にかほ市」から由利本荘市への事務の委託という方向で調整することとなったようですが、その後はしばらく協議が行われてきませんでした。

平成17年当時、広域市町村圏組合で行っていた15の事務事業のうち、令和4年4月時点では6の事務事業が各市の単独事業として移管もしくは廃止されており、現在は9の共同処理事務が実施されています。

また広域市町村圏組合では、平成17年以降、事務事業の移管や廃止に伴い職員の採用を控えてきたこともあり、人事的に現在、実施している事務事業を継続することが困難になってきていることから、令和元年以降、両市では事務レベルでの協議を再開し、主に管理部門の経費節減のため、縮小、解散の方向に向けた協議を行ってきており、特に介護保険については事務の共同処理や委託についても検討を行いました。

令和2年度には、両市の所管課及び広域市町村圏組合が事業ごとに協議の場を持ち、今後の方向性やスケジュールを検討し、問題点や課題の整理を行いました。

(2) 今後の方向性

広域市町村圏組合は、し尿処理や介護保険など市民生活になくてはならない事業を実施しているにもかかわらず、実施主体が住民に見えにくく、また行政改革の観点から二重行政の解消による機動的な意思決定がもとめられていること等を踏まえた場合、広域市町村圏組合の解散は、両市にとってお互いにメリットがあるものと考えます。

これまでの協議で確認してきた解散した場合のメリット、デメリットを整理すると以下の通りとなります。ほとんどの事業でメリットが大きいと思われませんが、介護保険財政については単独保険者化に伴いスケールメリットが働かなくなる可能性があります。

○メリット【二重行政の解消】

- ① 広域議会、監査経費が不要になる
- ② 人件費、事務室等の共通経費が無くなる
- ③ 事務室等を有効活用できる
- ④ 両市からの職員派遣が不要

(現在の職員体制では、両市から職員を派遣しないと運営が困難となる)

○デメリット

- ① 事務組合の解散手続きが発生する

- ② 介護保険料については、第9期介護保険事業計画期間中は基金の活用等により、同一の基準の維持も可能であるが、第10期介護保険事業計画期間以降は大きく変動する可能性がある
- ③ 両市が単独の介護保険者に移行するための一時的な費用がかかる
(標準化システムの導入には、広域を維持した場合でも費用負担が発生する)

これまでの協議を踏まえ、由利本荘市・にかほ市は本荘由利広域市町村圏組合の解散に向かうこととします。

(3) 解散に向けた協議に関する覚書の締結

令和4年12月由利本荘市とにかほ市は両市議会議長立ち会いのもと、「本荘由利広域市町村圏組合解散に向けた協議に関する覚書」を締結し、具体的な解散協議に入ることとなりました。

3. 広域市町村圏組合解散の時期

広域市町村圏組合の解散に向けては、現在、広域市町村圏組合で実施している事業の移管方針と作業スケジュールについて両市及び広域市町村圏組合で協議を進める必要があります。

(「4. 広域解散後の各事業の移管方針・作業スケジュール」参照)

9事業それぞれ移管時期や難易度に差がありますが、中でも介護保険については、多くの市民への影響、システムの構築、介護保険事業計画との整合性、職員の確保など、多くのファクターが絡み、移管に時間を要することから、「機関等の共同設置」や「単独保険者」など様々な可能性を考慮しながら先行して協議を重ねてきました。

協議の結果、「機関等の共同設置」については、現状では選択肢とするには非常にリスクが高く困難であることから、それぞれの市が「単独保険者」として介護保険を運営することが妥当との結論に至りました。

また時期的には、国が進める令和7年度末までの「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化(以下「自治体システム標準化」という)」へ対応するためには、令和7年度中の分離(単独保険者化)が必須要件となります。広域市町村圏組合が実施してきた介護保険業務については、保険者移行後も令和8年度までは精算業務が発生する見込みとなります。

介護保険を除く8事業の市民への影響度を考慮すると、介護保険業務の終了に合わせて移管時期の調整を図っていくことが、事務的にもっとも効率的と考えられることから、広域市町村圏組合の解散時期については、現時点では令和9年3月31日を目処とすることとします。

4. 広域市町村圏組合解散後の各事業の移管方針・作業スケジュール

事業を実施している施設が全て由利本荘市に所在していることから、原則、由利本荘市が事務を継承し、必要に応じにかほ市が業務委託という方法で対応しますが、詳細については、さらに協議をする必要があります。

(1) 広域行政センターの設置及び管理運営に関すること。

所管課（関係課）	（由利本荘市）総務課 （にかほ市）総務課
現行の分担金精算方法	・平等割 20% ・人口割 80% ・由利本荘市のみ特定分(占有分)
今後の方向性	行政センターを含め、広域の施設の全てが由利本荘市内にあり、施設は由利本荘市で引き継ぐべきであるが、にかほ市の権利放棄に伴う補填的なものや、以後由利本荘市の財産をにかほ市が使用する際の費用負担を考える必要がある。
今後のスケジュール（予定）	総務部門についてはそれぞれの業務について広域事務廃止が決まった段階で協議する。
移行後の運営体制	移行後の方針が示され次第、両市で協議を行う。
移行に向けた問題・課題とその対応	両市議会、広域議会への説明が必要であり、市民サービスを低下させないよう配慮を要する。 （由利本荘市） ・職員は、施設に付いた人々として考えるべきであり、両市が分けて雇用継続するというものではないというのが、両市の共通認識ですが、雇用条件や定員管理が課題となる。 ・行政センターに入居している建設時の費用負担者である農業共済との関係の引き継ぎをどうするか検討する必要がある。 （にかほ市）特になし
令和5年度中の対応（予定）	各事業の進捗状況を確認しながら、引き続き施設の在り方について検討する。

(2) 産学共同研究センターの設置及び管理運営に関すること。

所管課（関係課）	（由利本荘市）商工振興課 （にかほ市）商工政策課
現行の分担金精算方法	・平等割 20% ・人口割 80%
今後の方向性	所有者：由利本荘市、にかほ市（両市の共有施設） 運営主体：公益財団法人本荘由利産学振興財団（指定管理者）
今後のスケジュール（予定）	R4 施設のあり方について、両市の意見確認 R5～ 施設所属先の決定と、それに対する課題等の確認・解決

移行後の運営体制	<p>R5.1時点でのにかほ市との確認事項。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の所有者の第一候補は、財団法人本荘由利産業学振興財団とする。(これまでと同じ割合で、両市で施設の維持費を負担することを基本に、問題点や課題を両市・財団とで検討する。) 上記の方針が難しい場合は、施設所在地である由利本荘市の施設として管理を行うこととし、その費用については両市・財団で協議し決定する。 施設維持費用は財団予算で行う事を基本とし、修繕や大規模改修などは両市で負担する。(これまでの施設運営の考えを踏襲する。)
移行に向けた問題・課題とその対応	<p>平成13年4月1日の財団法人本荘由利産業技術振興財団(現公益財団法人本荘由利産業学振興財団)設立に際し、出捐金や寄付金を総額12億円あまり受けていることや、施設建設にあたっての原資に補助金が入っていることなどにより、所有者変更に係る縛りがあるのかを確認する必要がある。</p> <p>また、運営費や資本的支出に当たっての負担割合を改めるか、これまでどおりとするかの確認が必要。</p>
令和5年度中の対応(予定)	<ul style="list-style-type: none"> 財団で施設所有が可能か、可能の場合にはその維持費用の積算と両市での負担ルールを決定する。財団で所有することが不可の場合、由利本荘市での所有のため必要な事項を検討する。

(3) 養護老人ホーム(寿荘)

所管課(関係課)	<p>(由利本荘市) 長寿生きがい課 (にかほ市) 長寿支援課</p>
現行の分担金精算方法	<ul style="list-style-type: none"> 平等割、人口割各25% ・入所者割50%
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 解散までに、広域市町村圏組合において指定管理者となる法人等を設定し委託する。 広域市町村圏組合解散後は、その業務を由利本荘市で引き継ぎ、由利本荘市所管の指定管理者施設とし、併せて民間への譲渡も含めて検討する。
今後のスケジュール(予定)	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度 今後の運営(定員数の変更・施設の維持負担等)と、老人福祉施設財政調整基金の配分算定方法について、3者(両市と広域)で協議の上、方針を定める。 令和6~7年度 広域市町村圏組合で指定管理者公募・選定・指定。 令和8年度 指定管理者による管理運営開始。
移行後の運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 由利本荘市所管の指定管理者施設として運営。にかほ市からの措置入所は措置費負担とする。 ※ 現在の分担金に代わるにかほ市の負担については令和5年度に協議。
移行に向けた問題・課題とその対応	<ul style="list-style-type: none"> 職員の雇用に関すること。 指定管理を希望する法人等の有無。 <p>(由利本荘市) 特になし。</p>

	(にかほ市) 解散後も措置入所等に対応していただける施設として利用できるように、連携体制を継続したい。
令和5年度中の対応 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> 今後の運営(定員数の変更、施設の維持負担等)と、老人福祉施設財政調整基金の分配算定方法について、3者(両市・広域)で協議の上、方針を定める。

(4) 特別養護老人ホーム(広洋苑)の設置及び管理運営に関すること。

所管課(関係課)	(由利本荘市) 長寿生きがい課 (にかほ市) 長寿支援課
現行の分担金精算方法	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理のため、分担金無し
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 解散までは、現状のまま指定管理者を設定した施設として継続し、解散後は、由利本荘市に移管。 起債の償還方法と民間への譲渡も検討。
今後のスケジュール (予定)	<ul style="list-style-type: none"> 令和5~6年度 財政調整基金の分配算定方法の方針を決定するとともに繰上償還と民間譲渡の検討と譲渡先公募 令和7年度 民間譲渡不可の場合、指定管理者公募・選定・指定
移行後の運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理期間(令和8年3月末)までの民間譲渡または現状の指定管理者設定による施設を継続して由利本荘市へ移管。
移行に向けた 問題・課題とその対応	<ul style="list-style-type: none"> 起債の償還が令和9年度までであるので、精算等をどうするか。民間への譲渡を考えると、指定管理期間が令和7年度で終了するため、それに合わせた繰上償還をし、譲渡を検討することが望ましい。 (由利本荘市) 特になし。 (にかほ市) 広洋苑は地理的にも距離があり、にかほ市民の利用はこれまでも少ない状況のため、特に課題等はない。
令和5年度中の対応 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設財政調整基金の分配算定方法について、3者(両市・広域)で協議の上、方針を定める。

(5) 病院群輪番制病院事業

所管課(関係課)	(由利本荘市) 健康づくり課 (にかほ市) 健康推進課
現行の分担金精算方法	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数割100%
今後の方向性	病院群輪番制病院事業については、現在のルールを保持するように各病院へは補助金として予算措置等を行う。単価等の算出については、広域事務局で行っていたものや他市を参考に検討する。
今後のスケジュール (予定)	令和5年度中に病院群輪番制病院運営事業のあり方や救急病院運営補助金との兼ね合いを考慮し、両市及び関係医療機関と協議する。
移行後の運営体制	補助方法やルールと一緒に運営体制についても協議。

移行に向けた 問題・課題とその対応	類似の内容の救急病院運営補助金については、補助金の増額も要望されているため、輪番制事業と整理しながら明確な運用方法の構築をする必要がある。
令和5年度中の対応 (予定)	輪番制参加医療機関に対して、救急運営費補助金を交付しているため、5年度中に整理をしながら協議検討を進める。

(6) 家畜保冷施設の設置及び管理運営に関すること。

所管課（関係課）	(由利本荘市) 農業振興課 (にかほ市) 農林水産課
現行の分担金精算方法	・飼育頭数割 10% ・利用頭数割 90%
今後の方向性	業務については飼育頭数及び利用頭数が圧倒的に多い由利本荘市で管理・運営し、にかほ市は利用について現状同様、負担金納入していくことで進めていく。(12/7に方向性について、由利本荘市、にかほ市、JA担当者会議で検討)
今後のスケジュール (予定)	・由利本荘市が主体となり管理運営なども含めた打ち合わせ協議を行いながら検討していく
移行後の運営体制	・由利本荘市主体となり管理運営。にかほ市より負担金徴収
移行に向けた 問題・課題とその対応	<ul style="list-style-type: none"> ・現行分担金には人件費が含まれていないことから、費用の増大になると思われる。 ・建物だけでなく設備として更新が必要になった場合は負担金対応と思われるが、予算措置（緊急修繕など）についてどうなるか不明。 ・人件費についても負担金に含めるが人件費割合など検討する必要がある。 (由利本荘市) 現状、広域で行っている事務が、そのまま由利本荘市へ移行となる。事務量増による人員の適正配置が必要。 (JA) 管理人の受け手がなかなかいない状況
令和5年度中の対応 (予定)	・市町村圏組合事務局を含めた会議を行い詳細について検討する。

(7) し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること。

所管課（関係課）	(由利本荘市) 市民生活部生活環境課、企業局下水道課 (にかほ市) 市民福祉部生活環境課、建設部上下水道課
現行の分担金精算方法	・平等割 10% ・人口割 40% ・搬入量割 50%
今後の方向性	設備の老朽化等に伴い、現有施設でのし尿処理が将来的に困難であることから、水林浄化センター内に、下水道事業により「し尿受入れ施設」を建設、整備し、令和16年度の供用開始を目指す。現施設はそれまで、焼却を含めた運営が必要。

今後のスケジュール (予定)	新施設建設：令和5年～令和7年 基本計画～詳細設計、保安林解除 令和8年～令和15年 し尿受入れ施設、進入路等建設工事 令和16年 供用開始予定
移行後の運営体制	広域解散後及び新施設完成後の、管理及び運営手法については現在協議中
移行に向けた問題・課題 とその対応	し尿受入れ施設等の建設には、にかほ市と負担金等にかかる協定の締結、都市計画決定の変更、進入路建設に必要な保安林解除の手続きが必要。 新施設の建設は下水道事業により行うが、現有施設及び新施設の管理運営については今後検討が必要。 (由利本荘市) 広域市町村圏組合の現有施設については、新施設稼働までの間、機器等の修繕を行うなどの対応をお願いしたい。 (にかほ市) 広域解散後も引き続き現有の施設でし尿処理をするため、廃棄物処理について由利本荘市と協定を締結する必要がある。
令和5年度中の対応 (予定)	(仮称) 本荘由利地区広域汚泥処理基本計画策定業務を発注予定。

(8) 埋立処分地施設の設置及び管理運営に関すること。

所管課 (関係課)	(由利本荘市) 生活環境課 (にかほ市) 生活環境課
現行の分担金精算方法	(し尿分)・平等割10% ・人口割40% ・搬入量割50% (ごみ分)・埋立量全体の60%
今後の方向性	ごみ焼却施設の焼却灰を埋め立てしている土谷地域の埋立最終処分場(広域市町村圏組合管理施設)は埋立可能容量がひっ迫しており、令和6年度中にも受け入れ困難となる見込みである。 令和6年度から民間の最終処分場に清掃センターから排出される焼却灰の処分を委託し、現有施設への埋立はし尿処理施設から排出される焼却灰のみとすることで現有施設の延命化を図る。 また、にかほ市と共同整備するし尿受入れ施設が稼働するまでの間は現有施設を維持し、新施設稼働後に廃止する計画である。
今後のスケジュール (予定)	令和5年度 ・民間の最終処分場へ焼却灰試験搬入 ・現有施設の延命化を保健所と協議 令和6年度～ ・民間の最終処分場へ定量搬出 (清掃センター、新ごみ処理施設分) 令和16年度～ ・埋立終了。廃止事務開始。
移行後の運営体制	にかほ市から由利本荘市への事務委任、施設は由利本荘市に譲渡の見込み。引き続き協議。
移行に向けた 問題・課題とその対応	企業局で整備を予定しているし尿処理設備の体制が整う令和16年度まで広域処理のし尿焼却灰を受入れることになることから、施設の延命化が課題。 (由利本荘市) 由利本荘市で管理運営を行う場合の所管課(生活環境課、清掃事業所等)、資格所有者の配置。

令和5年度中の対応 (予定)	三者(両市、広域事務組合)で協議
-------------------	------------------

(9) 介護保険者事務に関すること

所管課(関係課)	(由利本荘市) 長寿生きがい課 (にかほ市) 長寿支援課													
現行の分担金精算方法	(一般会計)・実績割 100% (特別会計)・介護給付費、地域支援事業(実績割 100%) ・事務費(平等割 15%、65歳以上人口割 85%)													
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 両市がそれぞれ令和7年度中の単独保険者化を目指す。 内部組織の共同設置についての検討では、管理・執行がそれぞれの団体に帰属し、それぞれの議会への対応が必要となる等、煩雑な体制によって合理的な運営ができないことが見込まれ、介護保険事務全てに対応するものではないと判断した。 													
今後のスケジュール (予定)	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険単独化に向け、両市それぞれで単独のシステムを構築する。 国によるシステム標準化については両市がそれぞれ行う。 令和6年度から始まる第9期介護保険事業計画は、令和6年度分を広域市町村圏組合が、令和7～8年度分を両市がそれぞれ策定する。 単独化への手続きの詳細は、令和4年度からの3者(両市・広域)のWGにより決定する。 必要に応じ、職員派遣を行う。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">両市</th> <th style="text-align: center;">広域市町村圏組合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>介護保険システム構築事業</td> <td>第9期介護保険事業計画策定</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>介護保険システム構築事業 第9期介護保険事業計画策定</td> <td>第9期介護保険事業計画開始</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>単独保険者として事務開始 第9期介護保険事業計画開始</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			両市	広域市町村圏組合	令和5年度	介護保険システム構築事業	第9期介護保険事業計画策定	令和6年度	介護保険システム構築事業 第9期介護保険事業計画策定	第9期介護保険事業計画開始	令和7年度	単独保険者として事務開始 第9期介護保険事業計画開始	
	両市	広域市町村圏組合												
令和5年度	介護保険システム構築事業	第9期介護保険事業計画策定												
令和6年度	介護保険システム構築事業 第9期介護保険事業計画策定	第9期介護保険事業計画開始												
令和7年度	単独保険者として事務開始 第9期介護保険事業計画開始													
移行後の運営体制	令和7年度に、両市がそれぞれ単独保険者として事務を開始。													
移行に向けた問題・課題とその対応	<ul style="list-style-type: none"> 両市の単独介護保険業務の体制整備が必要。 人員体制、予算確保、業務内容の確立、システムの導入・構築、賦課徴収業務、介護保険業務経験の豊富な広域職員の有効活用など。 (由利本荘市・にかほ市) 現状の人員では業務全般をこなすことができない。 業務体制の構築が必要で、時間を要する。 賦課業務の担当部署等、関連部署との調整。 													
令和5年度中の対応 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> システム分離構築作業の業者委託 (単独サーバ構築・データ分割設計・動作テスト) 第9期介護保険事業計画策定(R6広域・R7～8両市)に合わせて、介護 													

	給付費準備基金の分配算定方法を協議、決定の上、方針を定める。 <ul style="list-style-type: none"> 職員派遣（市→広域）
--	--

5. 財産や負債の取り扱い方針

(1) 地方債

地方債については、特別養護老人ホーム改築時の1件のみとなっており、令和9年度をもって償還が終了する見込みです。令和9年以前に特別養護老人ホームを民間へ譲渡する場合には、繰り上げ償還する必要があります。

○特別養護老人ホーム（広洋苑改築）

（単位：円）

年度	元金	利子	計	残高	備考
令和4年度	42,867,078	4,473,702	47,340,780	203,257,101	財政融資資金
令和5年度	43,685,421	3,655,359	47,340,780	159,571,680	
令和6年度	44,519,386	2,821,394	47,340,780	115,052,294	
令和7年度	45,369,273	1,971,507	47,340,780	69,683,021	
令和8年度	46,235,383	1,105,397	47,340,780	23,447,638	
令和9年度	23,447,638	222,752	23,670,390	0	

(2) 基金

介護給付費準備基金については、介護給付費の不足時に取り崩して充当するために設置された基金であり、単独保険者移行後の両市の調整を行うため、時点を定めて、介護保険第一号被保険者数割で両市に分配するなど取り扱いを協議していく必要があります。

老人福祉施設財政調整基金については、特別養護老人ホーム改築費に要した地方債の繰り上げ償還や養護老人ホームの健全な運営の財源に資するものであることから、それらに充当後、構成市の分配についての取り扱いを協議していく必要があります。

（単位：円）

基金名	残高（R4.3.31 現在）
介護給付費準備基金	1,133,672,485
老人福祉施設財政調整基金	433,691,000
計	1,567,363,485
定期預金	1,567,363,485

6. 職員や施設の取り扱い方針

広域市町村圏組合の職員については、事務事業を継承する由利本荘市の職員となりますが、にかほ市から職員派遣の要請がある場合は必要な調整を行うこととします。

各施設については、広域の施設の全てが由利本荘市内にあり、施設は由利本荘市で引き継ぐべきですが、にかほ市の権利放棄に伴う補填的なものや、以後由利本荘市の財産をにかほ市が使用する際の費用負担を考える必要があります。

(1) 所属別職員数 (R4.4.1)

(単位：人)

所 属	正職員	会計年度 (フルタイム)	会計年度 (パート)	計	内男性	内女性
事務局 (由利本荘市から)	1			1	1	0
総務課	3		1	4	3	1
介護保険課	7		1	8	6	2
寿荘	11		25	36	7	29
清掃センター・し尿処理施設	8		6	14	12	2
小計	30	0	33	63	29	34
由利本荘市へ派遣	1			1	1	0
計	31	0	33	64	30	34

※うち、由利本荘市からの派遣 1 人

※うち、再任用 6 人

(2) 年齢別正職員数 (R4.4.1)

(単位：人)

年齢	男	女	計	年齢	男	女	計
62	2		2	46		1	1
61	1		1	45	3		3
60	2	1	3	44	1		1
59			0	43			0
58	1	1	2	42			0
57	2		2	41			0
56		1	1	40		1	1
55	2		2	39			0
54		1	1	38			0
53	1		1	37			0
52	1		1	36			0
51	1		1	35			0
50	1		1	34		1	1
49			0				
48	3		3				
47	1	2	3	計	22	9	31

(3) 建物の状況 (R4.3.31)

(単位：円、㎡)

名称	構造	延床面積	台帳価格	取得価格	摘要
広域行政センター	非木造	2,579.75	84,383,200	356,800,000	
養護老人ホーム寿荘	非木造	4,780.19	869,771,312	1,464,015,000	
〃 倉庫・車庫	非木造	101.56			
特別養護老人ホーム広洋苑	非木造	6,102.36	949,781,660	1,401,099,000	
〃 倉庫・車庫	非木造	123.27			
産学共同研究センター	非木造	1,969.30	402,044,834	660,714,600	
家畜保冷施設	木造	9.09		850,500	
家畜保冷施設	非木造	59.50	19,940,800	41,200,000	
し尿処理施設	非木造	1,790.00	626,605,746	1,452,157,000	

7. 参考資料 等

○由利本荘広域市町村圏組合規約

(組合の名称)

第1条 この組合は、本荘由利広域市町村圏組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市)

第2条 組合は、由利本荘市、にかほ市（以下「組合市」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次の事務を処理する。ただし、必要に応じて組合市に委託して行わせることができる。

- (1) し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- (2) 養護老人ホーム（寿荘）の設置及び管理運営に関すること。
- (3) 特別養護老人ホーム（広洋苑）の設置及び管理運営に関すること。
- (4) 広域行政センターの設置及び管理運営に関すること。
- (5) 休日、夜間診療体制の整備に関すること。
- (6) 埋立処分地施設の設置及び管理運営に関すること。
- (7) 家畜保冷施設の設置及び管理運営に関すること。
- (8) 産学共同研究センターの設置及び管理運営に関すること。
- (9) 介護保険者事務に関すること。

(組合事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、由利本荘市尾崎17番地本荘由利広域行政センター内に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙方法)

第5条 組合議会の議員の定数は、12人とする。

2 組合議会の議員は、組合市の議会の議長並びに由利本荘市の議会において選出された議員7人及びにかほ市の議会において選出された議員3人をもってこれに充てる。

(議員の任期)

第6条 組合議会の議員の任期は、組合市の議会の議長又は議員の職にある期間とする。

(議長及び副議長)

第7条 組合議会は、議員の中から議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(管理者等の設置及び選任方法)

第8条 組合に管理者、副管理者各1人を置く。

2 管理者は、由利本荘市の市長をもってこれに充てる。

3 副管理者は、にかほ市の市長をもってこれに充てる。

4 管理者及び副管理者の任期は、組合市の長として在任する期間とする。

(監査委員の設置及び選任方法)

第9条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員のうち識見を有する者にあつては、由利本荘市の代表監査委員をもってこれに充てるものとし、1人は管理者が組合議会の同意を得て、議員の中から選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては、由利本荘市の代表監査委員として在任する期間とし、議員の中から選任される者にあつては議員の任期とする。

(職員)

第10条 組合に職員を置く。

2 前項の職員は、組合市の職員に兼ねさせることができる。

(組合の経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、組合市の分担金、補助金、借入金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の分担金の負担方法は、別に定めるものとする。

附 則

この規約は、知事の許可を受け、平成31年4月1日から施行する。

○老人福祉施設財政調整基金条例

平成 12 年 3 月 24 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 本荘由利広域市町村圏組合老人福祉施設の健全な運営の財源に資するため、老人福祉施設財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、特別養護老人ホーム特別会計予算に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害等により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 地方債の償還の財源に充てるとき。
- (4) 財政上特に必要があると認めるとき。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日条例第 7 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

○本荘由利広域市町村圏組合介護給付費準備基金条例

平成12年3月24日

条例第3号

(設置)

第1条 介護保険事業の健全な財政運営に資するため、本荘由利広域市町村圏組合介護給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

(1) 介護給付及び予防給付に要する費用の増加又は経済事情の変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

(2) 災害等により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○本荘由利広域市町村圏組合解散に向けた協議に関する覚書

由利本荘市及びにかほ市は、本荘由利広域市町村圏組合解散に向けた協議を行うことについて合意するものとし、その協議に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、由利本荘市及びにかほ市が本荘由利広域市町村圏組合の解散に向けた協議を行う上で必要な事項を定めるものとする。

(移行計画の策定)

第2条 由利本荘市及びにかほ市は、本荘由利広域市町村圏組合が行う共同事務処理及び財産について、本荘由利広域市町村圏組合解散に向けた「移行計画」を策定するものとする。

2 「移行計画」の策定については、別途協議の上、由利本荘市及びにかほ市が共同して行うものとする。

(協議に際しての留意事項等)

第3条 協議に際しては、次の事項に留意するものとする。

1 本荘由利広域市町村圏組合同規約に定める共同処理事務及び財産の取扱いについては、由利本荘市及びにかほ市の実情を十分に踏まえながら協議するものとし、事務については存廃も含めて検討するものとする。

2 協議は、由利本荘市、にかほ市及び本荘由利広域市町村圏組合の実務担当者が連携を図り、当該事業の遂行に支障がないよう、十分に配慮し進めるものとする。

(有効期間)

第4条 この覚書の有効期間は、覚書を締結した日から当該覚書を締結した日の属する年度の末日までとする。ただし、当該有効期間の満了の日までに両市いずれにおいても別段の申出を行わない場合は、この覚書は同一の条件をもってさらに有効期間の満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(定めのない事項の処理)

第5条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の履行について疑義を生じた事項については、由利本荘市及びにかほ市が協議して定めるものとする。

以上のとおり覚書を交換したことを証するため、この証書2通を作成し、由利本荘市及びにかほ市が署名・押印の上、各自1通を保有する。

令和4年12月22日

秋田県由利本荘市尾崎17番地

由利本荘市長 湊 貴 信

秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地

にかほ市長 市 川 雄 次

(参考1) 関連法令等 (地方自治法抜粋)

第三編 特別地方公共団体 第三章 地方公共団体の組合

第一節 総則

(組合の種類及び設置)

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

- 2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二百八十五条 市町村及び特別区の事務に関し相互に関連するものを共同処理するための市町村及び特別区の一部事務組合については、市町村又は特別区の共同処理しようとする事務が他の市町村又は特別区の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。

(設置の勧告等)

第二百八十五条の二 公益上必要がある場合においては、都道府県知事は、関係のある市町村及び特別区に対し、一部事務組合又は広域連合を設けるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 総務大臣は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第二節 一部事務組合

(組織、事務及び規約の変更)

第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

- 2 一部事務組合は、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(脱退による組織、事務及び規約の変更の特例)

第二百八十六条の二 前条第一項本文の規定にかかわらず、構成団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての構成団体に書面で予告をすることにより、一部事務組合から脱退することができる。

2 前項の予告を受けた構成団体は、当該予告をした構成団体が脱退する時まで、前条の例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。この場合において、同条中「第二百八十七条第一項第一号」とあるのは、「第二百八十七条第一項第一号、第二号」とする。

3 第一項の予告の撤回は、他の全ての構成団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした構成団体が他の構成団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たっては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

4 第一項の規定による脱退により一部事務組合の構成団体が一となったときは、当該一部事務組合は解散するものとする。この場合において、当該構成団体は、前条第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(規約等)

第二百八十七条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 一部事務組合の名称
- 二 一部事務組合の構成団体
- 三 一部事務組合の共同処理する事務
- 四 一部事務組合の事務所の位置
- 五 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- 六 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
- 七 一部事務組合の経費の支弁の方法

2 一部事務組合の議会の議員又は管理者（第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事）その他の職員は、第九十二条第二項、第四百四十一条第二項及び第九百九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該一部事務組合の構成団体の議会の議員又は長その他の職員と兼ねることができる。

(特例一部事務組合)

第二百八十七条の二 一部事務組合（一部事務組合を構成団体とするもの並びに第二百八十五条に規定する場合に設けられたもの及び次条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置くものを除く。）は、規約で定めるところにより、当該一部事務組合の議会の構成団体の議会をもつて組織することができる。

2 前項の規定によりその議会の構成団体の議会をもつて組織することとした一部事務組合（以下この条において「特例一部事務組合」という。）の管理者は、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の管理者が一部事務組合の議会に付議することとされている事件があるときは、構成団体の長を通じて、当該事件に係る議案を全ての構成団体の議会に提出しなければならない。

3 前項の規定により同項に規定する事件に係る議案の提出を受けた構成団体の議会は、当該事件を議決するものとする。

4 構成団体の議会の議長は、前項の議決があつたときは、当該構成団体の長を通じて、議決の結果を特例一部事務組合の管理者に送付しなければならない。

- 5 特例一部事務組合にあっては、第二項に規定する事件の議会の議決は、当該議会を組織する構成団体の議会の一致する議決によらなければならない。
- 6 特例一部事務組合にあっては、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の執行機関が一部事務組合の議会に通知し、報告し、提出し、又は勧告することとされている事項の議会への通知、報告、提出又は勧告は、当該特例一部事務組合の執行機関が構成団体の長を通じて当該事項を全ての構成団体の議会に通知し、報告し、提出し、又は勧告することにより行うものとする。
- 7 前編第六章第一節（第九十二条の二に限る。）、第二節（第百条第十四項から第二十項までを除く。）及び第七節の規定は、特例一部事務組合の議会について準用する。この場合において、第九十二条の二、第九十九条、第百条の二及び第二百五条中「普通地方公共団体の議会」とあり、第九十八条第一項及び第百条第一項中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあり、並びに第九十八条第二項並びに第百条第二項から第五項まで及び第八項から第十三項までの規定中「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第九十七条第一項中「法律」とあるのは「規約で定めるところにより、法律」と、第二百四十四条中「議員」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会の議員」と、「請願書」とあるのは「当該構成団体の議会に請願書」と読み替えるものとする。
- 8 第百六十条の規定により第百五十条第二項から第九項までの規定を特例一部事務組合に準用する場合には、同条第八項中「議会」とあるのは、「特例一部事務組合の構成団体の議会」と読み替えるものとする。
- 9 第二百五十二条の四十五の規定により前編第十三章第二節（第二百五十二条の三十六第一項を除く。）の規定を特例一部事務組合に準用する場合には、第二百五十二条の三十七第五項中「議会」とあるのは「全ての構成団体の議会」と、第二百五十二条の三十八第六項中「議会」とあるのは「構成団体の議会」と読み替えるものとする。
- 10 第二百九十二条の規定によりこの法律中都道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合に準用する場合には、第十六条第二項中「前項の規定により条例」とあるのは「第二百八十七条の二第四項の規定により特例一部事務組合（同条第二項に規定する特例一部事務組合をいう。以下同じ。）の全ての構成団体（第二百八十六条第一項に規定する構成団体をいう。以下同じ。）の議会の議長から条例に関する議決の結果」と、「これ」とあるのは「当該条例」と、第百四十五条中「都道府県知事」とあるのは「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、第百六十五条第一項中「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、第百七十六条第一項、第四項及び第七項、第百七十七条第一項、第百七十九条第一項、第百八十条第一項、第百九十九条第十四項及び第十五項、第二百四十二条第十項、第二百四十三条の二第二項、第二百五十二条の二十八第三項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十四並びに第二百五十二条の四十第一項中「普通地方公共団体の議会」とあり、第百七十六条第二項、第五項、第六項及び第八項、第百七十七条第二項、第百七十九条第二項から第四項まで、第百八十条第二項、第二百四十二条第九項、第二百四十二条の二第二項、第二百五十二条の四十第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第二百五十六条中「議会」とあり、並びに第二百四十二条の二第一項中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第百七十六条第五項中「都道府県知事にあつては」とあるのは「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者にあつては」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、第百七十九条第一項中「議

会の」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会の」と、「議会を招集する」とあるのは「議決を経る」と、「議会に」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会に」と、「を処分する」とあるのは「について第二百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、第百八十条第一項中「これを専決処分にする」とあるのは「これについて第二百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、同条第二項中「専決処分をしたときは」とあるのは「議決があつたものとみなしたときは」と、第二百十九条第二項中「前項の規定により予算」とあるのは「第二百八十七条の二第四項の規定により特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長から予算に関する議決の結果」と、「その要領」とあるのは「当該予算の要領」と、第二百五十二条の四十第四項中「議会から」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会から」と読み替えるものとする。

- 1 1 特例一部事務組合にあっては、前条第一項第六号の規定にかかわらず、この法律その他の法令の規定による一部事務組合の監査委員の事務は、規約で定める構成団体の監査委員が行うものとすることができる。

(議決方法の特例及び理事会の設置)

第二百八十七条の三 第二百八十五条の一部事務組合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該一部事務組合を組織する市町村又は特別区の一部に係るものその他特別の必要があるものの議決の方法について特別の規定を設けることができる。

- 2 第二百八十五条の一部事務組合には、当該一部事務組合の規約で定めるところにより、管理者に代えて、理事をもつて組織する理事会を置くことができる。
- 3 前項の理事は、一部事務組合を組織する市町村若しくは特別区の長又は当該市町村若しくは特別区の長がその議会の同意を得て当該市町村又は特別区の職員のうちから指名する者をもつて充てる。

(議決事件の通知)

第二百八十七条の四 一部事務組合の管理者（前条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理事会。第二百九十一条第一項及び第二項において同じ。）は、当該一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合の構成団体の長に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。

(解散)

第二百八十八条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第二百八十九条 第二百八十六条、第二百八十六条の二又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条（第二百八十六条の二第二項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前二条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(経費分賦に関する異議)

第二百九十一条 一部事務組合の経費の分賦に関し、違法又は錯誤があると認めるときは、一部事務組合の構成団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該一部事務組合の管理者に異議を申し出る

ことができる。

- 2 前項の規定による異議の申出があつたときは、一部事務組合の管理者は、その議会に諮ってこれを決定しなければならない。
- 3 一部事務組合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

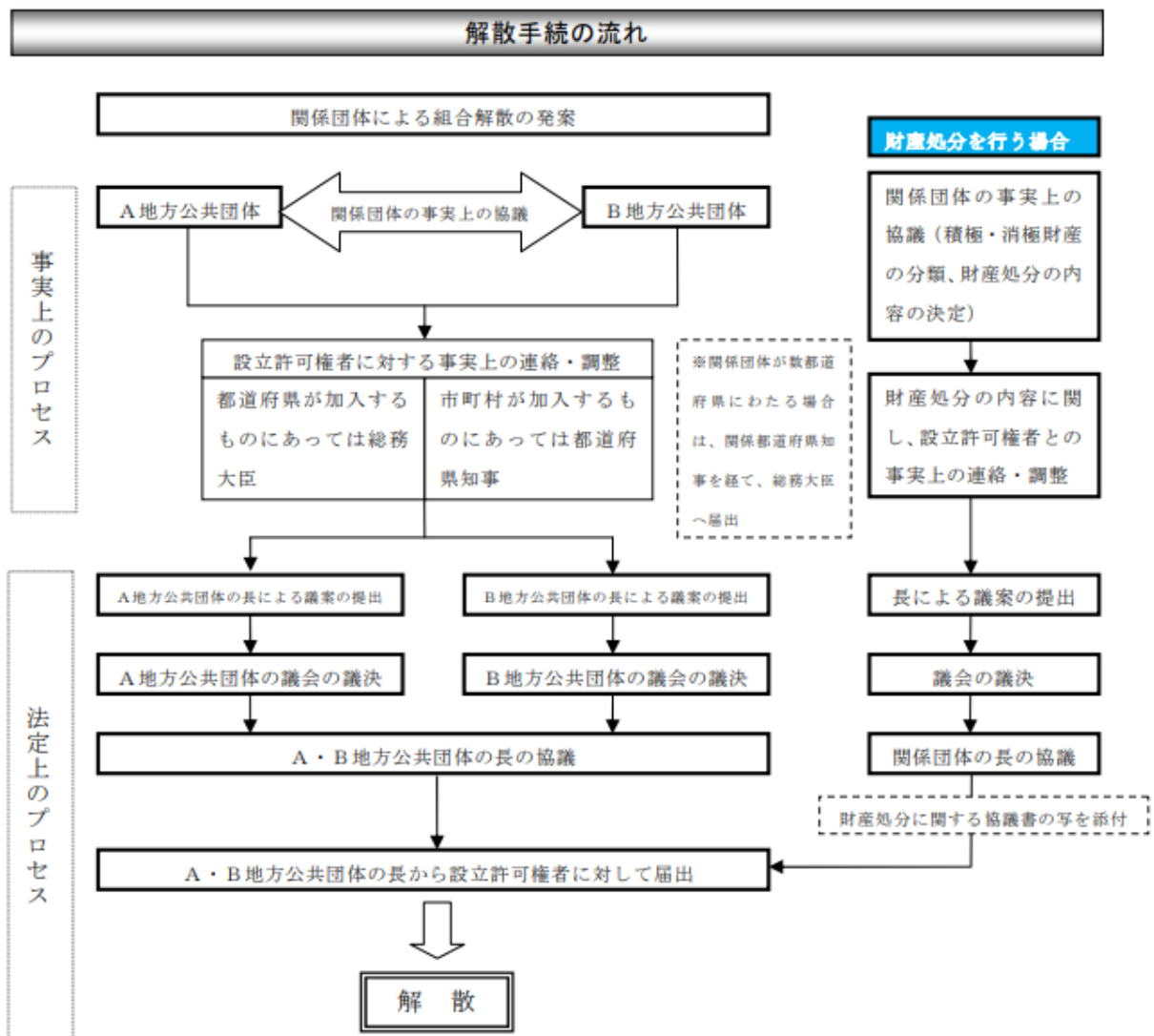
(参考2) 一部事務組合の解散について

(1) 解散手続

一部事務組合を解散するときは、関係地方公共団体において事実上の協議を行った上で、それぞれの議会の議決を経て協議を行い、都道府県が加入するものにあつては総務大臣に、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない(法 288、290)。

数都道府県にわたる一部事務組合にあつては、関係都道府県知事を経て総務大臣に届け出なければならない(法 293)。

なお、解散は届出制であるが、解散に当たって手続上の不備が生じないように、関係地方公共団体の議会の議決を経る前に総務大臣又は都道府県知事と事前協議を行うこととしている。そのほか、一部事務組合の解散に際して、事務の承継や決算の認定方法、財産処分等が協議の対象になる場合もある。



■ 組合解散の議案（参考例）

議案第〇〇号 〇〇一部事務組合の解散について

地方自治法第 288 条の規定により、平成〇年〇月〇日限りで〇〇一部事務組合を解散するものとする。

平成〇年〇月〇日提出

〇市（町村）長 氏 名

(2) 解散に伴う財産処分

(ア) 財産処分の手続

一部事務組合が財産処分を行うときは、関係地方公共団体において事実上の協議を行った上で、それぞれの議会の議決を経て行う協議によりこれを定める（法 289、290）。

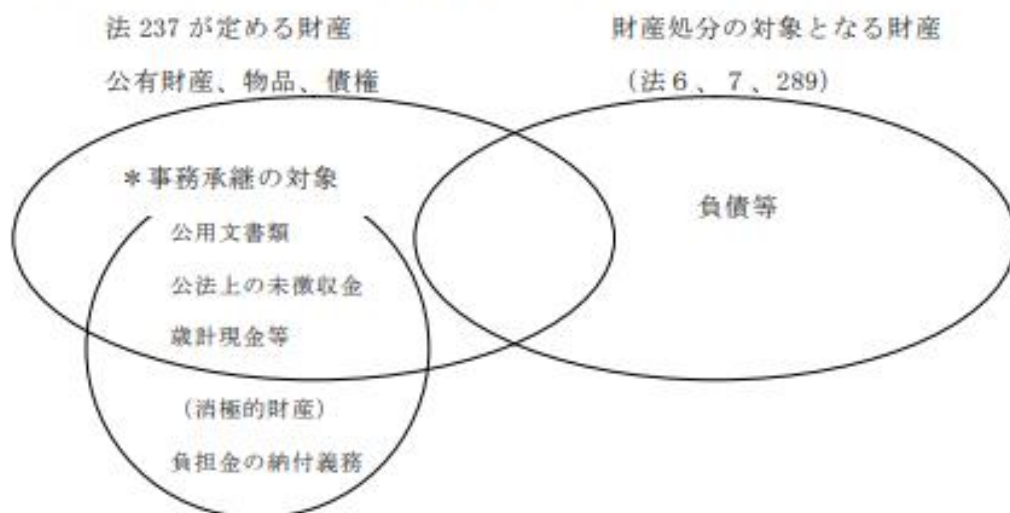
なお、協議がととのった場合は、後日に争を残さないように関係地方公共団体の長において協議書を作成し、署名押印の上、各 1 通ずつ保管することが適当である。

(イ) 財産処分の対象

解散に伴う財産処分の対象となる財産とは、法 6 ③(都道府県の廃置分合・境界変更に伴う財産処分)、法 7 ⑤(市町村の廃置分合・境界変更に伴う財産処分)における「財産」と同じ意味であり、債権、債務などを含めた積極・消極財産のすべてを意味する。また、行政実例においては、負債は財産に含まれ（行実 昭 24.10.11）、一方、公用文書類、公法上の未徴収金、歳計現金は財産処分の対象ではなく、事務承継の対象となるものとされている（行実 昭 26.11.21）。

なお、法 237 においては、「この法律において『財産』とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と定めており、「財産」についての立法解釈を行っている。ここで、同条及びこれに続く数条を参照すれば、負債は財産に含まれず、公用文書及び公法上の未徴収金は、それぞれ物品、債権として「財産」に含まれることは明らかであるから、財産処分の対象となる財産の範囲と同条における財産の範囲は異なることになる。

【地方自治法における「財産」と財産処分の対象の範囲】



質疑応答

● 市町村の廃置分合、境界変更と財産処分

(昭和 24.10.11 山連第 1 号 山口県総務部長宛連絡行政部長回答)

問 1 (略)

2 負債は財産として法第 7 条第 3 項 (現行法は第 5 項) 又は昭和 23 年法律第 179 号附則第 2 条第 7 項の規定により処分すべきであると思うがどうか。

3・4 (略)

答 1 (略)

2 お見込のとおり。

3・4 (略)

■ 組合の財産処分の議案 (参考例)

議案第〇〇号 〇〇一部事務組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法第 289 条の規定により、〇〇一部事務組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町村の協議の上、定めるものとする。

平成〇年〇月〇日提出

〇市 (町村) 長 氏名 (別紙・協議書を添付)

■ 財産処分に関する協議書 (参考例)

〇〇一部事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法第 289 条の規定により、〇〇一部事務組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

平成〇年〇月〇日

〇市長 氏名 (印)

〇町長 氏名 (印)

〇村長 氏名 (印)

(関係団体の長の連名)

1 〇市に帰属せしめる財産

(1)

(2)

2 〇町に帰属せしめる財産

(1)

(2)

3 〇村に帰属せしめる財産

(1)

(2)

(3) 解散に伴う事務承継等

(ア) 事務承継の手続

一部事務組合等が解散する場合、行政実例では令5の規定（普通地方公共団体の廃置分合の場合の事務承継）が準用される（行実昭 26.11.21）ものとしており、それぞれの地域の区分に応じて関係地方公共団体がその事務を承継することとされている。つまり、組合の解散があった場合においては、それぞれの地域の区分に応じて関係地方公共団体がその事務を承継することとなり、その地域により承継の区分を定めることが困難である場合には、都道府県が加入する組合にあっては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事が事務の承継先を指定することとなる。

(イ) 事務承継の対象

事務承継の対象については、法令上の規定はないが、行政実例や通説による対象項目としては以下のとおりとされている。

対象項目	例
① 公法上の積極的財産	(ア) 地方税等の未徴収金 (イ) 国県支出金、地方交付税の未収入金
② 公法上の消極財産	負担金の納付義務
③ 金銭会計に属する財産	(ア) 歳計現金 (イ) 予算に属する未収金、未払金
④ 物品会計に属する物品	
⑤ 公用文書類	

(ウ) 事務承継と財産処分の区分

事務承継の内容が上記のような手続に基づいて定められる一方で、財産処分は関係地方公共団体の協議によって定められる。しかしながら、一部事務組合の場合には、事務承継の対象と財産処分の対象との区別や、事務の承継先など必ずしも明確でないことが多い。そこで、令 218 の2では、「市町村及び特別区の組合に関しては、令 1 の2から6までの規定にかかわらず、規約で特別の定めをすることができる。」と定められている。したがって、組合は、解散に先立って一部事務組合等の規約変更を行い、同条に基づき、規約において「事務の承継については、関係地方公共団体の議会の議決を経て行う協議をもって定める」旨を規定しておけばよい。ただし、一部事務組合等の関係地方公共団体が合併関係市町村と同一である又は包含されることにより一部事務組合等を解散する場合など、解散手続に入る前から、特段の問題なく事務の承継先の区分を行い得ることが明らかな場合は、あえて規約変更の手続を行う必要はない。

(エ) 解散の場合における決算手続

組合が解散された場合には、令5の準用により、組合の収支は解散日をもって打ち切れ、組合の管理者がこれを決算する（いわゆる「打ち切り決算」）。この決算は、旧組合の管理者から事務を承継した団体の長に送付され、長はこれを当該団体の監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。また、その決算をその認定に関する議会の議決とともに、都道府県の加入する組合については総務大臣に、その他のものにあつては都道府県知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。なお、決算手続についても令 218 の2の規定より規約に特別の定めをすることができるが、地方自治法が定めた決算制度の趣旨を逸脱するような規定を設けることはできないと解されている。したがって、少なくとも、調製、監査、認定が3つの自主的な機関によって行なわれることが必要である。

質疑応答

● 廃置分合に伴う事務の承継

(昭和 26.11.21 地自発第 36 号 各都道府県総務部長宛 地方自治庁次長通知)

一 「承継すべき事務」には公用文書類のみならず公法上の未徴収金、歳計現金も含むものであること。

二 公法上の未徴収金は、次により承継すること。

(一) 地方税

(1) 賦課期日、課税標準の算定期間の末日その他課税事由発生の日以前に廃置分合があったときは、当然賦課徴収に関する一切の事務は廃置分合後あらたに属することとなった普通地方公共団体（以下新団体という。）が処理する。

(2) 賦課期日、課税標準の算定期間の末日その他課税事由発生の日以後に廃置分合があったときは、新団体はいまだ使途されない賦課徴収及びこれに伴う一切の事務を承継する。なお、新団体が賦課徴収する場合、課税客体、課税標準、税率等の課税の実体に関する事項については、賦課期日、課税標準の算定期間の末日その他課税事由発生の日において当該地域の属していた普通地方公共団体の条例を定めるところによるべきことは、もちろんである。

(3) 法定外普通税等において同種の税目について賦課期日が異なる等の理由で重複課税となる場合は、住民の利益を不当に侵害しないようにいずれか一方を条例で免除すべきである。

(二) その他の収入 地方税の例による。

三 歳計現金

(一) 廃置分合により従来存続していた普通地方公共団体（以下前団体という。）が消滅する場合 地方自治法施行令第 5 条第 2 項の規定による決算において生じた歳計現金は、新団体が承継する。この場合前団体の地域が 2 以上の新団体に属したときは、各新団体が承継すべき歳計現金は、三の (二) の例によるものとする。

(二) 廃置分合後も前団体が存続する場合

廃置分合のときまでに前団体がなした歳入のうち新団体に属すべき地域からの収入額から、廃置分合のときまでに前団体がなした歳出中新団体に属すべき地域に対する支出額を差し引いた額を新団体が承継する。なお、右の場合、新団体に属すべき地域に対する支出額が新団体に属すべき地域からの収入額を超過しているときは、当該年度末又は適当な時期にその超過分を新団体から前団体に還付すべきことはもちろんである。

● 組合の解散前に承継のための条例の提案の可否

(昭 38.12.16 自治丁行発第 92 号 福岡県総務部長宛 行政課長回答)

問 福岡県及び北九州市で組織する北九州水道組合の事務及び財産等を引継ぐことについて、両構成団体で協議がととのい、同組合を昭和 39 年 1 月 1 日から解散する議決を両構成団体ですで行った。その結果、北九州市では昭和 39 年 1 月 1 日から市水道局を発足させるため、関係諸条例を整備しなければならないが、この場合、市長は施行期日を昭和 39 年 1 月 1 日とする当該関係条例を一部事務組合の解散前である昭和 38 年 12 月市議会に提案できるか。

答 できる。

● 一部事務組合の解散とその決算の監査執行等

(昭和 27.8.9 自行行発第 25 号 西宮市監査委員宛 行政課長回答)

問 1 昭和 26 年 4 月 1 日、A 市に合併された B 村は、従来隣接 C 村と競輪及び競馬事務を設立していたのであるが、B 村が合併したため組合は解散した。A 市議会は、組合が存続中に開催した競輪競馬の収益金に関してその権利を引き継いだとの見解のもとに、第 98 条第 2 項の規定により A 市の監査委員に対して監査の要求をした。監査委員は、この一部事務組合に行った事務を監査することができるか。

2 右の組合が解散されたため、当然決算を行わなければならないが、この決算は、法 第 292 条の規定により令第 5 条の規定を準用し、旧組合の管理者が行い、これを A 市及び C 村の長に送付し、長は、監査委員の審査の結果を付して、それぞれの議会の認定に付すのが適当と思うがどうか。

3～6 (略)

答 合併前に組合解散の手続を経るべきものとして現行法は構成されているものであり、所問の場合、右の正規の手続がとられていないようではあるが、合併によって組合はもはや存在しなくなったものであるから、組合は解散されたものと考え、次のように解することが適当である。

1 監査することはできない。

2 お見込のとおり。

3～6 (略)

● 一部事務組合の解散に伴う事務は、誰がどのように行うか

(「地方財務問答集」)

問 昭和 50 年 11 月 30 日に一部事務組合を解散する場合、

1 一部事務組合の条例を廃止する条例は必要か。

2 決算の調整は誰が、いつまでにし、誰に提出するのか。

3 決算の審査は誰がするのか。

答 1 一部事務組合を解散する場合の解散の条件については、法律上は何らの規定もないので、関係地方公共団体の協議に基づいて解散を決定し、その手続を了した時から存立の基礎を失い自然消滅することになります。したがって、組合を解散することに伴う一部事務組合条例の廃止条例を制定する必要はありません。

2 組合解散の場合の組合の収支は、組合の解散の日をもって打ち切られるから、収支決算については旧組合の管理者がこれを行い、関係団体の長に対して送付されます。なお、組合の決算事務の場合には出納整理期間の観念はないとされているので、組合の解散期日までに事務上の処理が整うよう配慮されることが必要です。

3 決算書の送付を受けた関係団体の長は、これを当該団体の監査委員の審査に付し、審査に付した決算については監査委員の意見を付けて当該団体の議会の認定に付さなければなりません(令 5③)。

なお、決算の認定に関しては、議会の議決を要するとともに都道府県の加入する組合にあっては総務大臣、都道府県が加入しない組合の場合には都道府県知事に報告するとともに当該決算の要領を住民に公表しなければならないとされています(令 5④)。おって、この決算の調整及び認定等に関しても、規約で特別の定めをすることができるとされています(令 218 の 2)。